

中央会

あいち

Chuou kai Aichi



2016 APR.
No.778

創立60周年を迎えて

愛知県中央会会長 鶴田欣也

経済キーワード

▽愛知県の武将観光

中京大学経済学部 客員教授 内田俊宏

組合活性化への道

▽組織の永続のために、今、必要なこと

明治大学政治経済学部 教授 森下 正

そこが知りたい税務・労務Plus One(+1)

▽税制改正のプラスワン

山口隆司税理士事務所 税理士 山口隆司

景況天気図

▽メーカーの生産停止が影響(2月)

組合実務講座

▽決算関係書類等作成の留意点

事務局日誌・お知らせ

▽中央会人事異動

中小機構事業紹介

▽「一樹百穫なるものは人なり」 中小企業大学校瀬戸校

愛知県中小企業団体中央会

<http://www.aiweb.or.jp>

有利な金利で、安全・確実

新型定期預金

マイナーベスト

■お問合せ・資料のご請求は
 ダイレクトバンキングセンター（平日9:00～19:00、銀行休業日を除く）
0120-299-233
 ■詳しくはホームページで
<http://www.shokochukin.co.jp/>

名古屋支店 名古屋市中区錦3-23-18
 〒460-0003
 TEL: 052-951-7835

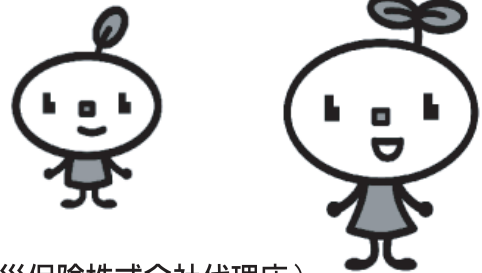
熱田支店 名古屋市熱田区新尾頭2-2-33
 〒456-0018
 TEL: 052-682-3111

豊橋支店 豊橋市松葉町3-71-2
 〒440-0897
 TEL: 0532-52-0221



中央会の

- 特定退職金共済制度
- オナーズプラン
- 集団扱自動車保険
- 集団扱火災保険



● 引受保険会社 ● 三井生命保険株式会社（三井住友海上火災保険株式会社代理店）

名古屋支社
 ④460-0003 名古屋市中区錦1-4-6 三井生命ビル12階
 ☎ (052) 231-3852(代表)

岡崎支社
 ④444-0044 岡崎市康生通南3-3 マルワビル7F
 ☎ (0564) 21-3667

企業の人事担当者の皆様へ

人材の確保・従業員の再就職を 支援しています



公益財団法人 産業雇用安定センター
 愛知事務所

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル14階
 TEL: 052 (583) 8876 FAX: 052 (583) 8886



インターネットにより最新の人材情報を提供しています。
 厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人

産業雇用

検索

賃金・労務ガイドブック

採用から退職まで賃金・労務・人事の必須
 50項目の解説と賃金改訂データを網羅

中小企業組合必携

—総務・会計・税務の実務—
 管理運営の実務知識を網羅

中小企業と組合のための図書は、**有限会社 愛知ビジネスサービス** まで
 450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 TEL:052-485-6811 FAX:052-485-9199

●●●●●●●●●● 創立60周年を迎えて ●●●●●●●●●●



愛知県中小企業団体中央会

会長 鶴田 欣也

愛知県中小企業団体中央会は、昭和31年1月11日に設立され、中小企業の組織化の中核機関として、会員数513団体、職員7名という体制でスタートしました。

以来60年、経済成長とともに会員数も増加、本会の事業も拡大し、組織化を通じた中小企業の振興発展に全力を注いでまいりました。

これもひとえに会員の皆様をはじめ、役員の皆様並びに国及び愛知県をはじめとする関係諸機関の皆様のご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

この間、我が国経済は、オイルショック、円高不況、バブル崩壊、リーマンショック、東日本大震災など幾多の困難を乗り越え、発展してまいりました。これらを乗り越えてこられました多くの諸先輩方に対して、改めて敬意を表する次第です。

さて、現在、中小企業を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や人手不足による人件費の増大、少子高齢化の進展による後継者不足、また、先行きに対する不透明感もあり、収益改善も見られず、景気回復の実感もないまま、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、本会は創立60周年を迎え、記念行事として5月には記念講演会、10月には記念式典を開催し、記念誌の発刊も行ってまいります。

改めて本会が連携組織を通じた中小企業の中核的な支援機関であるとの再認識のもと決意を新たに中小企業と組合の振興発展のため全力で取り組んでまいり所存でございます。

国、愛知県及び関係諸機関と連携しながら、役職員一丸となって努力してまいりますので、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中央会創立60周年記念行事等

◆ 創立60周年記念講演会（第61回通常総会終了後）

テーマ：「舞台裏から見た政治・経済」（仮題）

講師：テレビ朝日コメンテーター 三反園 訓 氏

日時：平成28年5月23日（月） 開催：午後3時45分～午後5時15分

場所：キャッスルプラザ4階「鳳凰の間」

◆ 創立60周年記念式典（第65回中小企業団体愛知県大会併催）

内容：記念表彰・記念パーティー

日時：平成28年10月27日（木） 開催：午後3時～

場所：キャッスルプラザ4階「鳳凰の間」

◆ 創立60周年記念誌の発刊

中央会60年のあゆみ、役員紹介、祝辞等

経済キーワード

愛知県の武将観光

中京大学 経済学部

客員教授 内田 俊 宏



○徳川家康と服部半蔵忍者隊

愛知県では、三英傑を生んだ土地柄を活かし「武将観光」に力を入れている。私自身も県の会議で忍者観光の重要性を強調してきたが、昨年7月に「徳川家康と服部半蔵忍者隊」を結成し、「忍者」を活用した観光の活性化に積極的に取り組み始めている。愛知県が3月末までに新メンバー募集のオーディションを実施したところ、6人の募集に対し235人の応募があったが、実にそのうちの8割近い200人が海外からの応募者だった。日本人の6倍が外国人ということで、海外での忍者人気の高さが改めて浮き彫りとなった。

愛知県では、当初、海外からの応募は想定していなかったようだが、AFP通信やCNNなどの海外メディアが報じたことから反響が広がったとみられる。海外でも「NARUTO—ナルト—」などの忍者漫画が人気となっているほか、ハリウッド映画や香港映画などでも忍者が登場する場面が多く、忍者に興味を持つ外国人が多いことが明らかとなった。4月1日に新メンバーの候補者7人が発表されたが、その中には、結成以来初めての外国人となる米国人も選ばれた。空手やスタントマンの経験があるとのことで、英語を駆使した新しい忍者観光のあり方を模索してほしいと期待している。

○訪日客の政府目標は上方修正

一方、愛知県で「徳川家康と服部半蔵忍者隊」の新メンバーが募集されていた3月30日、政府は、東京五輪開催年の2020年に訪日外国人を2015年の2倍以上の4000万人に増やすという目標を発表した。当初は20年までに2000万人の訪日客を目標としていたが、15年に1974万人と目標の2000万人に近い数字を達成し、今回の野心的な目標値への大幅な上方修正となった。政府は、訪日旅行の売り込みを重点的に展開する20の国・地域のうち、ビザが必要な中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアの5カ国を対象に発給要件を緩和するほか、大都市圏のホテルの客室不足をカバーするため「民泊」の普及に向けた規制緩和も打ち出した。

新たな政府目標となる20年の訪日客4000万人の達成が実現すれば、外国人旅行者が日本国内で使う消費額は8兆円となる見通しで、

さらに30年には訪日客を6000万人、消費額は15兆円まで引き上げる目標となっている。同時期の日本人観光客の国内消費額は、20年で21兆円、30年で22兆円となる見通しで、最近5年間の日本人観光客の平均消費額20兆円と比較すると、30年でも1割程度しか伸びないのに対し、訪日外国人の消費額は日本人観光客の7割以上まで増加することが期待されている。

○広域連携と城や合戦場の重要性

愛知県では、観光政策に関する行動計画「あいち観光戦略」(2016~20年度)を策定しており、20年の来県者数の目標を5000万人とし、うち外国人を400万人と政府目標の4000万人の1割に設定している。しかし、20年の愛知県内での外国人観光客の消費額は2500億円と、国全体の消費額8兆円の3%強に過ぎない。多言語表記や多言語の観光案内人、バリアフリー、Wi-Fi整備などハード・ソフト両面で課題は多いが、外国人観光客の受け入れ態勢を整え、昇龍道など広域連携を強化し、プロモーション活動を積極化すれば、モノづくり中心に地域経済を支えてきた産業構造に変化が出てくるだろう。

また、外国人が興味を持つ忍者やサムライ、武将観光には、城や合戦場が付き物である。名古屋城や犬山城など国内有数の城もあるが、国内シニア層の観光客を取り込んでいくためには本物志向は避けて通れない。現在、市長が提案する名古屋城天守閣の木造復元構想があるが、採用された竹中工務店の事業計画案では総事業費が約500億円かかる。名古屋市民の理解と財源確保が前提だが、将来、市や県が観光立県を目指すのであれば、十分に検討に値する計画だろう。

執筆者プロフィール

1968年青森県生まれ。91年一橋大学経済学部卒業。02年名古屋大学大学院経済学研究科博士前期課程修了。91年野村證券。93年東海総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング)。14年8月より中京大学経済研究所研究員。15年4月中京大学経済学部客員教授。現在、ニュース番組などのコメンテーターを務めるほか、国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋港管理組合、青森県、函館市などの委員も務める。専門はマクロ経済、地域経済。



組織の永続のために、今、必要なこと

明治大学政治経済学部

教授 森下 正



企業も組合も、経済活動を営む人間集団であり、一つの組織体である。諸行無常の盛衰が生じることは真理である。しかし、いかなる難局に直面しても、踏みとどまることができる、あるいは危機に陥っても再度、成長・発展への軌道に乗ることができる存続可能な組織と、深みにはまって脱出不能に陥り、やがて消滅する組織には大きな違いがあるといわれている。この最大の違いは、組織として「偏執狂なまでの心配性」であるか否かということである。

「偏執狂なまでの心配性」であると自らの性格を語った経営者は、誰もが知るインテルの経営者、アンディー・グローブである。会社の経営状態の良い悪いに関わらず、常に最悪の事態を想定し、それへの備えを怠らない生き方であり、経営のやり方である。だからこそ、常に準備万端、対策を講じていく。1980年代に日本メーカー勢にメモリーチップで完敗に陥った時、全社的に現場サイドでは新分野であった数値演算プロセッサへの転換準備が既にできていて、経営トップの意思決定を待つばかりであったといわれている。

一方、組合の現状をみていると、ビッグな共同事業を成功させたにもかかわらず、次が続かない状況に陥っている現状を目の当たりにすることは少なくない。例えば、高度化資金の償還が終了し、新たにやるべきことを見いだせない組合、共同購入事業が、組合員による個別の仕入れ業者に対する買ったたきのネタにされてしまい組合事業が形骸化している組合など、組合運営と活動に問題を抱えている組合関係者に何度も直面する。この方々に共通していることは、準備万端、対策を講じる心配性に加えて、存続可能な組織と消滅する組織との間に存在するもう一つの違い、「深刻な問題に対する黙認」である。自らが存立している業界や地域が抱える根源的問題に対しては目を向けていないのか、無視している状態が続いているのである。分かっているけれども、手がつけられていない状態である。

例えば、日本中から街の豆腐屋さんが、経営者の高齢化とチェーンストアの攻勢のために減少傾向にあることは誰もが知るところであろう。豆腐づくりの一流職人になること目指す若者を育てることができない、あるいはチェーンストアで扱う安売り豆腐と差別化できないことが根源的な問題である。同じことをやっていたのでは太刀打ちできないばかりか、苦境からは脱却できない。平成元年に22,740件あった豆腐製造業者は平成19年に11,839件に半減してしまった。日本人の食卓を支えてきた豆腐屋さんが街中から消えていくのを待つばかりで本当に良いのだろうか。恐らくこれと似た「深刻な問題」が発生している業界はたくさんあるはずである。

こうした事態に対して平成16年に社団法人京都府食品産業協会は、京都府の補助金と同中小企業団体中央会の支援を通じ「京ブランド食品認定事業」を実施して、京菓子協同組合、京そうざい事業協同組合、京都府漬物協同組合、京都府製麺卸協同組合、京都湯葉製造販売事業協同組合、京都府パン工業組合、京都府豆腐油揚商工組合、京都府缶詰協同組合、関西納豆工業協同組合の以上9組合で、京ブランド食品「京都吟味百撰」を立ち上げた。ちなみに、京都府豆腐油揚商工組合で京ブランドに認定された豆腐を製造販売する組合員は7名となった。また、同組合の理事長は輸入大豆と同品種の国産大豆ではなく、日本各地の固有の地大豆を使用したこだわり豆腐づくりを目指す取組を推進する日本地豆腐倶楽部を平成11年に立ち上げ、全豆連に加盟する組合の若手経営者の経営に対する意欲向上にも注力しているのである。

将来発生する予測不可能なことに備えること、そして現在おかれている厳しい状況から目を背けることなく、新しいビジネスモデルで既存事業を再生すること、この二つの取組こそ、組合、そして組合員の永続のために、今、必要なことなのである。

【プロフィール】

森下 正

1965年埼玉県川越市生まれ。現在、明治大学政治経済学部教授、地域行政学科長。2005年博士（経済学）を取得。専門は中小企業論、地域産業政策。中小企業の実証研究と産業集積、協同組合に関する研究に従事。

そこが知りたい税務・労務 Plus One (+1)



『税制改正のプラスワン』

税理士・社会保険労務士 山口隆司



新たに始めました「そこが知りたい税務・労務Plus One (+1)」は、税務や労務のその時々での旬なテーマについて、プラスワンの情報をお伝えします。

第1回目は、税制改正のプラスワンです。

税制改正は、通常年度末である3月31日迄に次年度の税制改正法案が成立・公布され、一部例外を除き翌日の4月1日以降、順次施行されます。平成28年度の税制改正法案も同様です。平成28年度の税制改正のうち組合に關係する主なものは、下記のとおりです。

項目	内容	適用時期
減価償却制度の見直し	建物附属設備および構築物の償却方法を定額法に一本化	平成28年4月1日以後取得分から
法人住民税（法人税割）と地方法人税の税率改正	①道府県民税法人税割を現行3.2%から1%（標準税率）に、市町村民税法人税割を現行9.7%から6%（標準税率）にそれぞれ引き下げ ②地方法人税の税率が現行4.4%から10.3%に引き上げ	平成29年4月1日以後開始事業年度から
中小企業等の固定資産税の課税標準の軽減措置の創設	一定の機械装置の取得について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする措置	中小企業生産性向上法（仮称）の施行日から平成31年3月31日まで
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	地方公共団体が行う一定の事業に対する法人からの寄附について、法人事業税・法人住民税・法人税額を控除する制度を創設	地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日まで
飲食料品・新聞に軽減税率を導入	飲食料品・新聞について、消費税率に軽減税率8%を導入	平成29年4月1日以後の譲渡等から
インボイス制度の導入	まず簡易な①区分記載請求書等保存方式が導入され、その後本格的な②適格請求書等保存方式へ移行	平成29年4月1日から①、平成33年4月1日から②

減価償却制度の見直しは平成28年4月1日以後取得分からの適用に対し、税率の改正関係は平成29年4月1日以後開始事業年度からの適用と、同じ年度内に成立・公布された税制改正でも、適用時期には大きな違いがあります。これが税制改正の大きな特徴です。特に過年度に成立・公布され、これから適用されるものがあることについても忘れてはいけません。

たとえば平成25年度の税制改正で、法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）の廃止が決定されましたが、これは平成28年1月からの実施です。平成26年度の税制改正では、地方法人税（4.4%）が創設され、法人住民税（法人税割）の税率改正（5.0%→3.2%、12.3%→9.7%等）、法人事業税の税率改正（2.7%→3.4%等）、地方法人特別税の税率改正（81%→43.2%）が決定されましたが、これらは平成26年10月1日以後開始事業年度からの適用であり、3月決算の組合などでは今回の決算が最初の適用となります。この他にも平成27年度の税制改正で決定した、受取配当等の益金不算入制度の見直しは平成27年4月1日以後開始事業年度からの適用であり、こちらも最初の適用です。税制改正ではこのように異なる年度で決定された内容が、ある年度の決算で同時に適用されることも珍しくなく、適用時期にはくれぐれも注意が必要です。

【プロフィール】

山口 隆司（やまぐちりゅうじ） 税理士・社会保険労務士

平成15年税理士登録、平成23年社会保険労務士登録

愛知大学経営学部卒業、筑波大学大学院修了

公認会計士事務所在職中に税理士試験5科目合格、その後税理士事務所、税理士法人勤務など約15年の業務経験を経て、平成26年に山口隆司税理士事務所／社労士事務所ビスラボを開業する。

税理士事務所勤務の間は、主に上場企業及びその関係会社に対する税務業務に従事したほか、国際税務対応、連結納税対応、組織再編対応などの業務、公益法人、社会福祉法人、生活協同組合などの特殊法人の税務業務にも従事する。中央経済社発行の税務専門誌「税務弘報」などに税務解説記事を多数執筆する。



組合実務講座

決算関係書類等作成の留意点①

本講座では、前回に引き続き決算関係書類作成の留意点として、施行規則に基づいた財産目録及び貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（又は損失処理案）の様式を紹介します。なお、本会ホームページにも様式を掲載しておりますのでご参照ください。

<財産目録>

- ・下記の網掛け文字の項目に区分して表示します。
- ・「差引正味財産」から「正味資産」へ表示が変更されました。

財産目録			
平成 年 月 日			
一 資産の部 (単位：円)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			
(1) 現金			××
(2) 預金			
① 当座預金	商工中金	〇〇支店	〇〇口 ××
② 普通預金	〇〇銀行	〇〇支店	〇〇口 ××
③ 定期預金	商工中金	〇〇支店	〇〇口 ××
2 受取手形			
(1) 約束手形	〇〇通		××
3 売掛金			
(1) 組合員売掛金	〇〇口		××
4 短期有価証券			
(1) 売買目的有価証券	〇〇株		××
5 商品、製品、原材料等			
(1) 商品	〇〇品		××
6 前渡金			
(1) 組合員前渡金	〇〇口		××
7 前払費用	借入利息未経過分		××
8 未収収益	貸付利息未取分		××
9 貸付金			
(1) 証書貸付金	〇〇口		××
10 繰延税金資産			××
11 その他の短期資産			
(1) 立替金			××
12 貸倒引当金			△××
流動資産計			×××
II 固定資産			
i 有形固定資産			
1 建物及び建物付属設備			
(1) 建物	取得価額	償却累計額	期末簿価
① 事務所	××	××	××
(2) 建物付属設備	××	××	××
2 構築物	××	××	××
3 機械及び装置	××	××	××
4 車両運搬具	××	××	××
5 工具、器具及び備品	××	××	××
6 土地	〇〇市	〇〇町	〇〇事務所敷地
7 建設仮勘定			××
有形固定資産計			×××
ii 無形固定資産			
1 ソフトウェア	取得価額	償却累計額	××
2 電話加入権	××	××	××
無形固定資産計			×××
iii 外部出資その他の資産			
1 外部出資金			
(1) 商工中金出資金	〇〇口		××
2 長期保有有価証券			
(1) 満期保有目的有価証券	利付商工債権		××
3 差入保証金・敷金			××
4 長期前払費用			××
(1) 未経過保険料			××
5 長期繰延税金資産			××
6 その他の資産			
(1) 特定引当資産	〇預金	〇銀行	〇支店
	〇〇口		××
	外部出資その他の資産計		×××
7 貸倒引当金			△××
固定資産計			×××
III 繰延資産			
1 創立費	総支出額	××	償却累計額
	××	××	××
繰延資産計			×××
資産合計			××××
二 負債の部			
I 流動負債			
1 支払手形			
(1) 支払手形	〇〇事業	〇〇通	××
2 買掛金			
(1) 買掛金	〇〇事業	〇〇口	××
3 前受金			
(1) 組合員前受金	〇〇口		××
4 転貸借入金			
(1) 商工中金	〇〇支店	〇〇口	××
5 短期借入金			
(1) 商工中金	〇〇支店	〇〇口	××
6 未払金			
(1) 未払〇〇金			××

7 預り金			
(1) 組合員預り金	〇〇事業	〇〇口	××
8 未払法人税等			××
9 未払消費税等			××
10 未払費用			
(1) 未払〇〇料			××
11 前受収益			
(1) 前受貸付利息	貸付利息未経過分		××
12 仮受賦課金	教育情報事業賦課金	次期繰越事業分	××
13 繰延税金負債			××
14 その他の短期負債			××
流動負債計			×××
II 固定負債			
1 長期借入金			
(1) 商工中金	〇〇支店	〇〇事業	××
2 都道府県等借入金	〇〇事業		××
3 組合員長期借入金	〇〇事業		××
4 長期未払金	〇〇事業		××
5 長期繰延税金負債			××
6 退職給与引当金			××
固定負債計			×××
負債合計			××××
三 正味資産の部			
I 正味資産			××××

<貸借対照表>

- ・下記の網掛け文字の項目に区分して表示します。
- ・「資本の部」から「純資産の部」へ表示が変更されました。
- ・その年度に脱退者がいる場合は、出資金を未払金に振り替え、総会終了後に払い戻します。
- ・教育情報費用繰越金の戻入れについては任意となり、積立てることもできます。

貸借対照表			
平成 年 月 日			
一 資産の部		二 負債の部	
I 流動資産			
1 現金及び預金	××	1 買掛金	××
2 売掛金	××	2 前受金	××
3 商品	××	3 短期借入金	××
4 前払費用	××	4 未払金	××
5 未収収益	××	5 預り金	××
6 その他の短期資産	××	6 未払法人税等	××
7 貸倒引当金	××	7 未払消費税等	××
流動資産計	×××	8 未払費用	××
II 固定資産			
i 有形固定資産			
1 建物及び建物付属設備	××	9 仮受賦課金	××
2 構築物	××	10 前受収益	××
3 機械及び装置	××	11 その他の短期負債	××
4 車両運搬具	××	流動負債計	×××
5 工具、器具及び備品	××	II 固定負債	
6 土地	××	1 長期借入金	××
ii 無形固定資産			
1 ソフトウェア	××	固定負債計	××
2 電話加入権	××	負債合計	×××
iii 外部出資その他の資産			
1 外部出資金	××	三 純資産の部	
2 長期前払費用	××	I 組合員資本	
3 その他の資産	××	i 出資金	
特定引当資産	××	ii 資本剰余金	
固定資産計	×××	1 資本準備金	
III 繰延資産			
1 創立費	××	加入金	
繰延資産計	××	2 その他の資本剰余金	
資産合計	×××	出資金減少差益	
		資本剰余金計	
		×××	
		iii 利益剰余金	
		1 利益準備金	
		××	
		2 その他利益剰余金	
		(1) 教育情報費用繰越金	
		××	
		(2) 組合積立金	
		特別積立金	
		××	
		(3) 当期末処分剰余金	
		当期純利益金額	
		××	
		前期繰越剰余金	
		××	
		利益剰余金計	
		××	
		純資産合計	
		×××	
		負債及び純資産合計	
		××××	



組合実務講座

決算関係書類等作成の留意点②

<損益計算書>

- 下記の網掛け文字の項目に区分して表示します。
- 事業総利益金額（又は事業総損失金額）、事業利益金額（又は事業損失金額）、経常利益金額（又は経常損失金額）、税引前当期純利益金額（又は税引前当期純損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）の表示が義務付けられています。

損益計算書	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
(単位：円)	
(事業費用の部)	(事業収益の部)
1 売上原価	1 売上高
2 販売費	2 受取販売手数料
3 購買費	3 受取購買手数料
4 教育情報事業費	4 教育情報賦課金収入
5 福利厚生事業費	5 仮受賦課金戻入
6 貸倒引当金繰入	6 教育情報費用繰越金取崩
事業費用合計(C)	7 教育事業参加料収入
	事業収益合計(A)
事業総利益金額	(賦課金等収入の部)
(A + B - C)	1 賦課金収入
	2 特別賦課金等収入
(一般管理費の部)	賦課金等収入合計(B)
1 人件費	(事業外収益の部)
(1) 役員報酬	1 受取利息
(2) 職員給料	2 受取外部出資配当金
(3) 福利厚生費	3 賛助金収入
(4) 退職金	4 加入手数料収入
(5) 退職共済掛金	5 事業経費補助金収入
2 業務費	6 雑収入
(1) 旅費交通費	事業外収益合計(E)
(2) 通信費	(特別利益の部)
(3) 会議費	1 固定資産売却益
(4) 事務用品費	2 補助金収入
(5) 印刷費	3 貸倒引当金戻入
(6) 器具備品費	4 未払法人税等戻入
(7) 関係団体負担金	特別利益合計(G)
(8) 交際費	
(9) 賃借料	
(10) 支払保険料	
(11) 水道光熱費	
(12) 減価償却費	
(13) 雑費	
3 諸税負担金	
(1) 租税公課	
(2) 消費税等	
一般管理費合計(D)	
事業利益金額	
(事業総利益金額 - D)	
(事業外費用の部)	
1 支払利息	
2 創立費償却	
3 貸倒損失	
事業外費用合計(F)	
経常利益金額	
(事業利益金額 + E - F)	
(特別損失の部)	
1 固定資産売却損	
特別損失合計(H)	
税引前当期純利益金額	
(経常利益金額 + G - H)	
税等	
1 法人税等	
当期純利益金額	
(税引前当期純利益金額 - 税等)	

<剰余金処分案（又は損失処理案）>

- 下記の①～④となる場合は、剰余金処分案を作成し、それ以外は損失処理案を作成します。
- ① 当期純利益金額で前期繰越剰余金がある場合
- ② 当期純利益金額が前期繰越損失金より多い場合
- ③ 当期純損失金額が前期繰越剰余金より少ない場合
- ④ 当期末処理損失金であっても、組合積立金の取崩しを行った結果、これを合計した金額がゼロを超える場合

剰余金処分案	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
(単位：円)	
I 当期末処分剰余金	
(又は当期末処理損失金)	
1 当期純利益金額	
(又は当期純損失金額)	
2 前期繰越剰余金	
(又は前期繰越損失金)	_____
II 組合積立金取崩額	
1 特別積立金取崩額	_____
III 剰余金処分額	
1 利益準備金	
2 教育情報費用繰越金	
3 組合積立金	
特別積立金	
○周年記念事業積立金	
役員退職給与積立金	_____
4 出資配当金	
5 利用分量配当金	
共同購買事業配当金	
○事業配当金	_____
IV 次期繰越剰余金	=====

損失処理案	
自 平成 年 月 日	
至 平成 年 月 日	
(単位：円)	
I 当期末処理損失金	
1 当期純損失金額	
(又は当期純利益金額)	
2 前期繰越損失金	
(又は前期繰越剰余金)	_____
II 損失でん補取崩額	
1 組合積立金取崩額	
特別積立金取崩額	
○周年記念事業積立金取崩額	
役員退職給与積立金取崩額	_____
2 利益準備金取崩額	
3 資本剰余金取崩額	_____
III 次期繰越損失金	=====

事務局日誌

◎ 中央会事務局人事異動 本会は、平成28年4月1日付で下表の通り、人事異動を行いました。

専務理事：石川泰三		事務局長：浦山隆史		(2016.4.1現在)
部	氏名	担当・指導地区	関連団体	
総務部	部長：水越昭雄 次長：古閑賢三 主任：桑原 学 主任：細川 忍 主事：上瀧奈緒子 主事：榊原万輝 主事：渡邊いくみ 事務員：齋藤真由 共済専門員：吉田俊紀	名古屋市（西区・中村区・中川区・港区）・津島市・愛西市・弥富市・海部郡の区域	愛知県中小企業組合士会 愛知県中小企業政策連盟 あいち女性中央会 （有）愛知ビジネスサービス	
振興部	部長：太箸俊一 次長：牛丸 穰 主任：高村育子 主任：鈴木英夫 主任：井関敦之 主事：池ノ上亜希子 主事：森井進也 主事：小川純平	名古屋市（千種区・東区・北区・中区・守山区）・一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・清須市・北名古屋市・あま市・西春日井郡・丹羽郡の区域	愛知県官公需適格組合受注確保協議会 愛知県中小企業青年中央会	
連携調査部	部長：榊原章光 主任：菊本智恵 主任：室田 聡 主事：神谷典宏 主事：中水 大 主事：吉村詩織 書記：黒澤さちこ 組織支援監：岡島正典	名古屋市（昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・名東区・天白区）・岡崎市・半田市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知立市・高浜市・豊明市・日進市・みよし市・長久手市・愛知郡・知多郡・額田郡の区域	愛知県中小企業情報研究会 協同組合アイ	
東三河支局	支局長：成田千恵 主任：加藤優樹 鈴木玉美	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡の区域	—	
中小企業支援室	室長：大山育夫 副室長：木村秀男	ものづくり補助金	—	

(独) 中小企業基盤整備機構の事業紹介

「一樹百穫なるものは人なり」 中小企業大学校瀬戸校

1. 「人材育成」こそが最も重要な経営課題

中小企業大学校では、全国で中小企業経営者の方々を対象にして、毎年アンケートを実施しています。2015年8月の調査では、対応しないといけない経営課題として、「営業強化・販路開拓」(46.3%)以上に「人材の確保・育成」(68.4%)をあげた中小企業が多くみられました。

また、中小企業が求める中核人材として必要だと考えている能力については、「部下を育成・指導・教育する能力」(74.3%)、「組織が直面している課題を明確化でき、解決へ導く能力」(57.1%)、などが上位となりました。



瀬戸校全景

2. 企業の人材育成は 中小企業大学校瀬戸校で

中小機構中部が行う経営支援の一環として、中小企業の未来を切り拓く重要な“人づくり”を、研修という形で支援するのが中小企業大学校瀬戸校です。

瀬戸校では、経営者・管理者やリーダーを対象として、部下を指導・育成するための「組織マネジメント」をはじめ、「経営戦略・経営計画」「人事」などの分野別に様々な研修テーマを設けています。研修は主に3日間。「知識を得る→演習を通じて問題解決力を高める→自社の課題に取り組む」という実践的な内容を無理なく学んでいけるステップアップ型のカリキュラム編成です。



演習



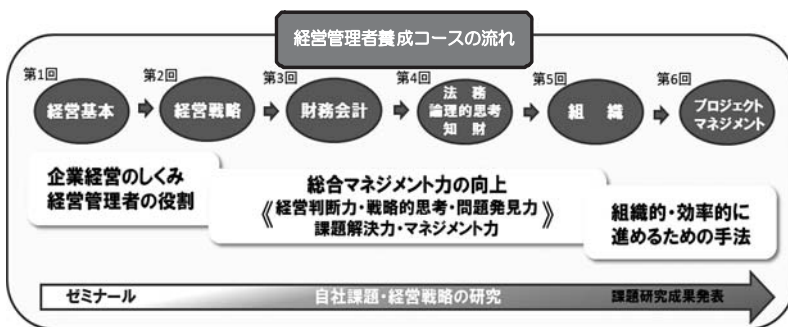
自社課題に取り組むゼミ

また、低廉な費用で宿泊できる寮もあり、ここでの受講者同士の関わりはネットワークが広がる効果が得られます。

3. 企業の中核・次代を担う人材の育成には

将来の経営者や経営幹部の養成には、「経営管理者養成コース」(4日間×6回)が最適です。既に25期を重ねた歴史を持ち、650名を超える方が修了され企業経営の第一線で活躍中。この研修では、経営管理者として必要な要素である「経営管理手法」「財務」「問題解決」「組織活性化」などを体系的に学ぶことができます。あわせて、ゼミ形式で行う課題研究では、戦略立案能力を身につけることができます。(下図参照)

人事・組織の中核を担う人材の養成には、「人事管理者養成コース」(2日間×3回)がおすすめです。労務管理に関する基本的な知識だけでなく、経営に関する数値に基づく経営ビジョンと連動した「戦略的人材マネジメント」を体系的に学ぶことができます。



※「一樹百穫」は、人材を育てることは大きな利益をもたらすことのため。『管子』権修篇

※応募状況や研修の詳細などお気軽にお問合せください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/seto/>

瀬戸校 検索

【研修お問合せ先】

中小企業大学校 瀬戸校 (瀬戸市川平町79)
TEL 0561-48-3401

中央会の各種共済制度

特定退職金共済

掛金月額30,000円までが全額損金となり、従業員の退職金が確保されます。

オーナーズプラン

経営者の事業継承対策とリスクマネジメントのための共済制度

業務災害補償制度

労災リスクに対する「企業防衛」

中小企業PL保険

経営セーフティ共済

療養給付補償共済

《お問い合わせ・お申し込みは》愛知県中小企業団体中央会 総務部 TEL (052) 485-6811

がんばる企業の ベストパートナー!

中小企業共済は、個人事業主や商店主を含む中小企業の経営者およびその従業員のみならず、ケガや病気などの「もしものとき」に対し、「相互扶助の精神」に基づいて一定の補償を行う、営利を目的としない愛知県の認可団体です。



企業の福利厚生は、優秀な人材の囲い込みや従業員のモチベーションの向上を促し、企業価値を高めるために必要です。



中小企業共済
愛知県中小企業共済協同組合



0120-00-9967

フリーコール お客様相談室(受付時間)平日9:00~17:00

「中小企業共済」は営利を目的としない愛知県の認可事業協同組合です。

- 本部 / 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16階 TEL(052)587-2223(代)
- 三河支局 / 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-34 岡崎センタービル8階 TEL(0564)22-0191(代)

○詳しい情報はホームページからもご覧いただけます。 <http://www.ack-kyosai.or.jp>

つほイノリオの
「聞けば聞くほど」内
社長のお役立ち
歴史の知恵袋

CBCラジオ
毎週月曜日放送中!
(10時25分頃~放送)

発行 愛知県中小企業団体中央会 〒450-0002
名古屋市中村区名駅4-4-38(愛知県産業労働センター)
☎ 052-485-6811(代) FAX 052-485-9199

中央会あいち 毎月20日発行
平成28年4月20日発行
E-mail: kikanishi@aieweb.or.jp

印刷所 興栄印刷株式会社
定価 1部300円(年間3,600円但し会員に
ついては賦課金に含めて徴収)